

Lam Research Corporation グローバルサプライヤー行動規範

はじめに

Lam Research Corporation(以下「ラムリサーチ」)のサプライヤー行動規範は、ラムリサーチとともにまたはそれを代理してビジネス活動をする際に、すべてのサプライヤーが満たすことを求められる、行動の最低限の基準を定めたものである。ラムリサーチは、高い誠実性および責任ある態度をもってビジネス活動を行うよう努めており、すべてのサプライヤーにこれらの共有価値を求める。サプライヤーが本規範の規定を遵守しない場合、ラムリサーチとそのサプライヤーとの取引関係の解消につながる可能性がある。

1. 法令遵守

サプライヤーは、本行動規範に規定されたすべての基準に関係する法令を含む、適用可能な現地および国際的な法令をすべて遵守しなければならない。

2. 企業倫理および行動

サプライヤーは、最高水準の誠実さをもってビジネス活動をしなければならない、すべての取引において正直に行動し、透明性を維持しなければならない。サプライヤーは、ラムリサーチとの取引(契約上またはその他)に先立ちまたはその間、ラムリサーチを誤解させたり、欺いたりしてはならない。

3. 利益相反

サプライヤーは、自身の契約上の義務を履行する能力を危うくまたは損なうような利益相反を回避する義務、および利益相反を生じさせる可能性がある関係性または提携をラムリサーチに開示する義務を有する。

サプライヤーはまた、ラムリサーチ従業員との家族関係など、利益相反を生じさせる可能性があるいかなる関係性についてもラムリサーチに開示する義務を有する。サプライヤーは、金銭、贈答品、その他ラムリサーチビジネスのサプライヤーへの発注または指示に関する「キックバック」またはその他の支払いを含む、ラムリサーチ従業員への利益や心付けを提供または供与してはならない。

4. 贈賄禁止および汚職防止

サプライヤーは、非倫理的な商慣行を回避する適切なポリシーおよび手続を採用し、連邦海外腐敗行為防止法、英国贈賄防止法ならびに適用されるすべての汚職防止法を含む、贈賄法および汚職法の遵守を徹底しなければならない。

サプライヤーは、ビジネス判断に不適切に影響させるため、ビジネスを獲得もしくは保持するため、または公務員もしくは民間企業の個人との間でその他の不適切な利益を確保するために、直接・間接に(例えば、金銭またはその他の有価物の支払、供与、提供、支払または供与の約束をする権限を他の人物に付与する)、金銭、贈答品、何らかの有価物(金銭および有形の物だけでなく、食事および接待などの無形の利益および心付けも含む)を提供または受領してはならない。

5. 持続可能性および社会的責任

サプライヤーは、社会的責任および持続可能な慣行を支持し、調達する原料および鉱物が現地法、国家法、国際法に従って生産されるようにする合理的な努力を講じなければならない。

6. 環境

サプライヤーは、適用される環境法のすべての設定基準に適合させることで、大気、土地、水などの環境への影響を軽減する努力を続けなければならない。サプライヤーは、適切な手段を採用し、環境パフォーマンスの向上を目指し、取り組みを行うことが奨励される。

7. 健康および安全

サプライヤーは、その従業員がすべて安全な労働環境で活動できることを確保しなければならない。サプライヤーは、従業員の健康および安全に対する潜在的なリスクを検知、回避し、リスクに対応する措置を講じる必要がある。

8. 人権および労働慣行

ラムリサーチは、あらゆる形態の違法および強制的な労働、非人道的扱い、ハラスメント、身体的または言葉の虐待を含むあらゆる種類の虐待、人身売買を許容しない。サプライヤーは、現代奴隷に関する世界および現地の規則に基づく要件を遵守し、その従業員または契約者との強制的または非自発的な労働、服従、不正取引がないように関連する管理を確実に実行する。

ラムリサーチは、サプライヤーに、関連する労働法規および雇用法規のすべてを遵守してビジネス活動をすることを求める。サプライヤーは、最低労働年齢に関する現地法を遵守しなければならない、直接または間接を問わず、児童労働の雇用に従事してはならない。サプライヤーは、従業員に適正な賃金を支払わなければならない、賃金法を遵守し、法定手当を提供しなければならない。

9. 秘密情報および専有情報

サプライヤーは、契約の下で認められた方法でのみラムリサーチの秘密情報を利用しなければならない、常にラムリサーチの専有情報をすべて保護しなければならない。

10. 正確な帳簿および記録

ラムリサーチは、サプライヤーに対して、完全かつ正確な帳簿および記録を維持すること、ならびにすべての取引の適切な記録を確実に行うことを求める。ラムリサーチは、経営およびサプライヤーの本規範の規定の遵守に関する情報をサプライヤーに要求する権利を留保する。

11. サポートおよび懸念事項の提起

サプライヤーは、ラムリサーチの[倫理ヘルプライン](#)を介して、助言を求め、懸念事項を提起できる。このヘルプラインは、匿名で懸念事項を報告できる独立したサービスで管理され、報告はすべて機密性をもって扱われる。

サプライヤーの確認および宣誓

我々は、ラムリサーチのサプライヤー行動規範を受け入れており、ラムリサーチとの契約関係を通して確実に遵守することを約す。

上記に加えて、サプライヤーは、「Responsible Business Alliance Code of Conduct (責任ある企業同盟の行動規範) (2021)」

(参照：http://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct7.0_English.pdf)を遵守することを約す。

サプライヤーの会社法人

取締役の署名

日付